いわて労働 NEWS

第 **2 号** 【平成28年10月発行】

―― 「岩手で働く」を実現するための情報誌

【目次】

- 1 県内の主なトピックス(1頁)
- 2 国や県などの取組のお知らせ(2頁)
- 3 各種助成金のお知らせ(9頁)





県内の主なトピックス

「技能五輪全国大会・全国アビリンピックの岩手県選手団結団式」と「岩手県U・Iターンフェア I」の開催の様子をご紹介します。

TOPIC 1

「技能五輪全国大会・全国アビリンピックの岩手県選手団結団式」が開催 されました!

平成28年9月23日(金)に第54回技能五輪全国大会(10月21~24日、山形県)と第36回全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック、10月28~30日、山形県)に出場する岩手県選手団の結団式がエスポワールいわてで開催されました。

式では、選手団長の小野寺則雄岩手県職業能力開発協会長の 挨拶に続き、達増知事が「全国の技能者と日本一を懸けて技を 競い合う大会で、自分の力を信じ、更なる高い目標を目指して、 鍛えた技能を存分に発揮してほしい」と激励し、洋裁職種の畠 山選手が達増知事から県旗を受け取りました。

そして、出場選手を代表し、配管職種の上部選手が「他県の 選手と正々堂々と戦い、誰よりも速く、正確に、心を込め、そ して全力を尽くし、この岩手に金メダルを持ち帰って来たい」 と決意を示しました。



選手決意表明



選手団集合写真

技能五輪全国大会・全国アビリンピックとは

技能五輪全国大会は、23歳以下の青年技能者の技能レベル日本一を競う大会で、41職種で競い合います。 岩手県からは、建築大工職種や時計修理職種、西洋料理職種など12職種に33名が出場します。

全国アビリンピックは、障がいのある方々の職業能力の向上を図ることと目的とした大会であり、22種目で競い合います。岩手県からは、洋裁種目や喫茶サービス種目、パソコンデータ入力種目など8種目に8名が出場します。

問い合わせ先

岩手県雇用対策・労働室(労働担当)

2019-629-5583

TOPIC 2

「岩手県U・Iターンフェア I 」を開催しました!

平成28年9月11日(日)、東京の秋葉原UDXで、岩手県へのU・Iターン就職を希望する学生、社会人を対象に、県内企業との面談の場として「岩手県U・IターンフェアI」を開催しました。

当日は、企業52社、延べ106人が参加し、午前中に参加企業のプレゼンテーション、午後は企業との個別面談や関係団体による就職、移住・定住相談などを行いました。

次回は、平成29年3月20日(祝)に同じ会場で開催する予定です。



企業のプレゼンテーションの様子



問い合わせ先

公益財団法人ふるさといわて定住財団 ☎019-653-8976

国や県などの取組のお知らせ

「最低賃金の改定」や「いわて働き方改革推進セミナー」の開催等についてお知らせします。

1

必ずチェック!最低賃金 使用者も、労働者も。

岩手県の最低賃金(時間額)が、平成28年10月5日から「716円」になりました。



最低賃金制度とは?

働くすべての人に、 賃金の最低額(最低賃金額)を

保障する制度なんです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの 働き方の違いにかかわらず、 すべての労働者に適用されます。

なっているか



者に適用されます。 最低賃金額以上と

チェックの方法は?

チェックしたい賃金 を時間額にして、 最低賃金額 (時間額)と比較するんです!



📘 時間給の場合

時間給 ≧ 最低賃金額(時間額)

2 日給の場合

日給÷1日の平均所定労働時間(時間額に換算) ≧ 最低賃金額(時間額)

🕄 月給の場合

月給 ÷1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) < 最低資金額(時間額)

4 上記 1、2、3 が 組み合わさっている場合 例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

● 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す

組み合わさっている場合 ❷ 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す

3 1と2を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外 の日の労働に対して払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10 時から午前 5 時までの間の労働に 対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≥ 特定最低賃金額

最低賃金に関する特設サイト: http://www.saiteichingin.info/

問い合わせ先

岩手労働局 賃金室 2019-604-3008

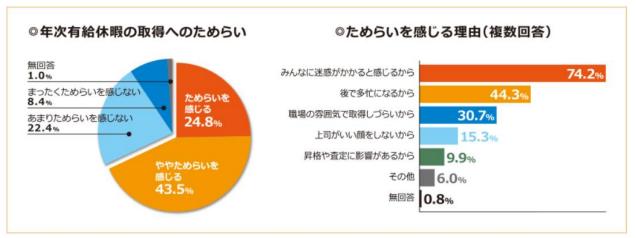
2

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です!

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) のために、しっかり休める職場づくりに取り組みましょう。

□ 低い年次有給休暇取得率の理由は・・・

労働者は、年次有給休暇の取得へのためらいを感じており、日本における年次有給休暇の取得率は46.7%と5割を切っています。



□ 年次有給休暇の取得促進は、従業員にも会社にもメリットがあります!

労働者の計画的な年次有給休暇の取得により、仕事の生産性の向上や企業イメージの向上など、 従業員だけではなく、会社にとってもメリットがあります。

計画的な年次有給休暇の取得により...

- ・仕事の生産性の向上!
- ・企業イメージの向上!
- ・優秀な人材の確保!

地域イベントへの参加! 私生活の充実! 仕事へのやる気向上!



年次有給休暇をしっかり取得できないと...

- ・労働者のストレス増加
- ・職場の雰囲気の悪化
- ・残業等のコスト増加

心身ともに疲労感... 仕事の能率低下...



□ 働き方・休み方を変える一歩として、まずは「プラスワン休暇」から!

まずは、労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日(2日)+1以上の

休暇を実施しましょう!

働き方・休み方改善コンサルタントを活用してみませんか?

岩手労働局の「働き方・休み方改善コンサルタント」が、電話相談や個別訪問により、働き方・休み方改善のためのアドバイスを行い、あなたの会社のワーク・ライフ・バランスの実現をお手伝いします。

相談等は無料ですので、お気軽に岩手労働局雇用環境・均等室まで お問い合わせください。

2016年10月 月 土 2 3 4 5 8 6 10 + 12 13 14 15 22 16 17 18 19 20 24 23 + 25 26 27 28 29 30 31

3

「障がい者向けインターンシップコース」のご案内

県では、障がい者のある方の就業を促進するとともに、県内企業の障がい者雇用を後押しするため、企業等の現場を活用した実践的な職業訓練を実施しており、この訓練を受託する企業等及び受講生を募集しています。

┌ 訓練概要「インターンシップコース(実践能力習得訓練コース)」

対象者 (受講生)	障がいのある人で、ハローワークに求職申込を行っており、ハローワークによる受講 指示、受講推薦及び支援指示を受けた方(訓練人数:標準1~2人)
訓練期間	1~3か月 標準:100時間/月(下限:60時間/月)
訓練内容	企業等の現場で、業務内容に沿った作業実習を通じ、より実践的な職業能力を習得するために行う職業訓練(例:パソコン実務、食品製造加工、クリーニング、商品管理など)

□ 訓練のメリットは?

- 障がい者職業訓練コーディネーター又はコーチが、訓練生と企業等とのマッチングや調整を行います。
- 企業等にとっては、訓練生の適性、人柄や必要なサポート等を把握することができます。
- 障がいのある方にとっても、仕事の内容等が自分に合うか確認でき、社会経験が深まります。
- 訓練終了後、県から委託先に委託料をお支払いします。訓練中、訓練生への賃金支払いは不要です。【訓練生1人あたりの委託料:中小企業月額9万円、中小企業以外月額6万円(税抜)】

□ 訓練受入までの手続

県の担当(下記職業能力開発施設の障がい者職業訓練コーディネーター又はコーチ)が関係機関と連携しながら、訓練受入までの手続き等の支援を行います。

①問い合わせ

障がい者職業訓練 コーディネーター (コーチ)にお問い合 わせください。

②打ち合わせ

担当が企業等を訪問し、 訓練の打ち合わせや、 訓練希望者とのマッチ ング支援を行います。

③契約手続き

企業等と訓練希望者 が合意した場合、県と 委託契約を締結します。 訓練開始

□ 問い合わせ先(実施主体)

職業能力開発施設(実施主体)	連絡先	担当地区
県立産業技術短期大学校(矢巾校) 担当:障がい者職業訓練コーディネー ター	☎ 019-697-9096 FAX 019-697-9089	盛岡地区、花巻地区、北上地区、 遠野地区、二戸地区
県立産業技術短期大学校(水沢校) 担当:障がい者職業訓練コーチ	ន 0197-22-4427 FAX 0197-22-4431	胆江地区、一関地区、気仙地区
県立宮古高等技術専門校 担当:障がい者職業訓練コーチ	☎ 0193-62-5606 FAX 0193-64-6596	釜石地区、宮古地区、久慈地区

※障がい者向け職業訓練に関する詳細は、岩手県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/koyou/029849.html



「いわて働き方改革推進セミナー」を開催します!

働き方改革に関する講演、事例紹介等を内容としたセミナーを開催します。

□ セミナー開催趣旨

「働き方改革」とは、従業員の仕事と生活の調和の実現に向けて、長時間労働の是正などの働き方の 改善に企業と従業員が一体となって取り組み、魅力ある職場づくりを進めるものです。

人手不足が深刻な今、企業の生産性の向上と人材確保につながる経営戦略として、「働き方改革」が 求められています。本セミナーでは、この「働き方改革」の推進に向けて、企業が、そして従業員一人 ひとりが何をしていくことが必要かを考えます。

□ セミナーの開催予定

開催日時	10月14日(金) 13:30~16:00
場所	ホテルメトロポリタン盛岡本館 4階 姫神
対 象 者	事業主、人事労務担当者、労働者等
内容	 働き方改革を知る ① 経営戦略としての「働き方改革」とは がストスピーカー:株式会社ワーク・ライフバランス
申 込 方 法 (余席がある場合は当日参加も可能です。)	
セミナーチラシ兼参加申込書を、情報サイト"シゴトバクラシバいわて"からダウンス の 他 ロードできます。 http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/topic/524	

□ いわて働き方改革推進運動への参加企業を引き続き募集しています!

いわて働き方改革推進運動とは・・・

「いわて働き方改革推進運動」とは、県内の企業や団体の働き方改革を進めようとする運動です。 平成28年8月末時点で、**県内企業82社から本運動への参加表明**がありました。

県では引き続き、県内の企業・団体に、この運動への参加を呼び掛けるとともに、優れた取組を表彰するなどして広めることにより、県内の魅力ある雇用・労働環境づくりを推進します。

運動に参加すると・・・

運動に参加いただいた企業については、「シゴトバクラシバいわて」のWEBサイトに掲載し、若者をはじめ広く県民にPRを行います。

また、参加された企業の中から、優れた取組の企業を表彰する「いわて働き方改革アワード」を実施し、受賞企業の取組を広くPRします。

参加申込方法

「シゴトバクラシバいわて-企業のみなさま-」WEBサイト内にある「いわて働き方改革推進運動ページ(http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/kaikaku/)から、参加表明シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、運動事務局のジョブカフェいわてに提出(メール送信)します。

ジョブカフェいわて ☎ 019-621-1171 E-mail jinzai@jobcafe-i.jp



「いわてで働こう!合同企業面接会」への参加企業を募集しています!

11月22日(火)に開催する新卒者等向け面接会への参加企業を募集します。

□ 面接会の開催予定

開催日時	11月22日(火) 12:30~16:00	
場所	ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING	
・平成29年3月卒業予定の学生、生徒及び3年以内の既卒者		
参加予定者・岩手県内での就労を条件とする求人を有する企業		
申 込 方 法 10月11日(火)より、運営団体及び岩手労働局ホームページに掲載されます。		
受付期間	平成28年10月12日(水)~10月28日(金)	
参加には、ハローワークへの求人申込みが必要です。		
そ の 他 	詳細は、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。	

問い合わせ先

株式会社JC-21教育センター ☎ 022-222-6696 FAX 022-222-6854 岩手労働局 職業安定課 ☎ 019-604-3004 FAX 019-604-1533



「改正育児・介護休業法等説明会」を開催します!

平成29年1月1日より、育児・介護休業法・男女雇用機会均等法が改正施行されます。 この改正法の内容等についての説明会を開催します。

□ 「育児・介護休業法」の主な改正内容

- ① 介護休業の分割取得が可能
- ② 子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化
- ③ 介護短時間勤務等の利用開始から3年の間で2回以上利用が可能
- ④ 介護のための所定外労働免除制度の新設
- ⑤ 育児休業・介護休業を取得できる有期契約労働者の範囲の拡大
- ⑥ いわゆるマタハラ等を防止する措置の義務化の新設
- ※改正育児・介護休業法のリーフレットは、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji h28 06.pdf

□ 説明会の開催予定

-			
│ │ 開催日時	10月12日 (水) 9:30~11:30 岩手県高校教育会館 大ホール (盛岡市志家町11-13) 【定員216名】		
・場所	7イドーム 第2会議室 11月10日(木)13:30~15:30 (一関市東台50-46) 【定員100名】		
対 象 者	事業主、人事労務担当者、労働者等		
内容	 ① 改正育児・介護休業法について ② 改正育児・介護休業法に沿った規定整備について ③ 両立支援等助成金について ④ 妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策について ◆説明会終了後、個別相談コーナーを開設! 説明会での質問、育児・介護休業規定点検、働き方改革、労働契約法、業務改善助成金等の相談を受け付けます。お気軽にご利用ください。 		
申込方法	開催日の1週間前までに、岩手労働局雇用環境・均等室あてにお申し込みください。 (定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。)		
セミナーチラシ兼参加申込書を、岩手労働局ホームページからダウンロードできます。 http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/iwate- roudoukyoku/date/koyoukankyoukintousitu/2809setumeikai2.pdf			



「出前無料労働相談会」を開催します!

職場のトラブルで悩んでいませんか?岩手県労働委員会の委員が相談に応じます。

□ 岩手県労働委員会とは・・・

- 労働委員会は、中立公正な立場で、労使間の紛争の解決を図るために設けられた県の行政機関です。
- 労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。相談会には、公益委員 (弁護士、学識経験者など)、労働委員(労働団体の役員など)、使用者委員(会社経営者など)から 各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

□ 相談会の開催予定

期日	時間	会 場				
10月16日	13:00~	イオンタウン釜石 2階イオンタウンホール(釜石市港町2-1-1)				
(日)	16:00	一関地区合同庁舎(一関市竹山町7-5)				
10月30日 ※受付終		遠野市まちおこしセンターあすもあ遠野 3階会議室(遠野市新穀町6-1)				
(日)	15:00	久慈地区合同庁舎(久慈市八日町1-1)				

※ 電話による御予約を受け付けています。当日、会場での申し込みも可能ですが、なるべく予約して いただくようお願いします(予約された方が優先となります)。

労働委員会事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしています。 お気軽に御相談ください。 $8:30\sim17:15$ まで (十・日曜日、祝祭日、年末年始は除く)

問い合わせ・予約先 岩手県労働委員会 労働相談なんでもダイヤル 0120-610-797

8

「労働契約等解説セミナー2016」を開催します!

使用者と労働者をつなぐルールである"労働契約"について基本的な事項をわかりやすく解説する セミナーを開催します。

□ セミナー開催予定

開催日時	11月9日(水) 13:10~				
場所	マリオス 盛岡地域交流センター (盛岡市盛岡駅西通2-9-1)				
対 象 者	労働契約や無期転換ルールについて、基本的知識を習得したいとお考えの方				
内 容	 ① 基礎セミナー(13:10~15:35) 【PART1】労働者・使用者それぞれの権利・義務などを中心とする労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎について 【PART2】有機労働契約における無期転換ルールの内容、取組事例について ② 判例・事例セミナー(15:35~16:45) 労働契約に関連する各種判例・事例について ③ 個別相談会(16:45~) ③ 個別相談会(16:45~) 				
労働時間や労働契約及び無期転換ルール導入等に関する相談会 セミナー専用ホームページ(http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201605.html)にア					
申込方法	セスし、次の方法でお申し込みください。 ① WEB申し込みボタンから申し込む。 ② FAX申し込みボタンから申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAX (03-3218-5801) 宛に送信する。				

問い合わせ先

労働契約等解説セミナー事務局 ☎03-6213-6150 Eメールseminar.mhlw@tokiorisk.co.jp

「能力開発セミナー(在職者訓練)」のご案内

県では、主に現在職業に就いている方を対象として、短期間の職業訓練を実施しています。受講 料は無料(テキスト・実習用教材等は実費負担)ですので、ぜひご応募ください。

なお、各コースとも受講申込者が少ない場合は、日程の変更又は中止をするときがありますので、 予めご了承願います。

※ 宮古高等技術専門校実施コースについては、台風被害により日程が変更又は中止となる場合が ありますので、予め宮古高等技術専門校へご確認願います。

研修コース名		開講日	定員	問い合わせ・申込先	
社員	管理・監督者研修	10/25.26	30	産業技術短期大学校水沢校	
	若手社員	10/17.18	20	二戸高等技術専門校	
研修系	中堅社員	11/8.9	20	1_尸商寺坟侧等门仪	
	中堅社員	10/12.13	20	二戸高等技術専門校 (※久慈地区開催)	
	ISO9000S(内部監査員養成)	11/16.17	30	産業技術短期大学校	
	ISO22000(内部監査員養成)	11/9.10	20	7/生来1X1机/垃圾/八十仅	
技術管理系	品質管理 I	11/29.30	30		
	品質管理Ⅱ	12/6.7	30	産業技術短期大学校水沢校	
	ヒューマンエラー防止	11/8.9	30		
機械・	プレス加工の基礎知識	10/13.14	10	京士克傑杜华市明拉	
電子系	射出成形機操作	10/20.21	10	宮古高等技術専門校 	
	SNSビジネス活用	10/25.26	15	宮古高等技術専門校	
	Excelプログラミング	11/17.18	15		
	Access	12/7.8	15		
	ホームページビジネス活用基礎	11/16.17	10	一百亩华壮华市明坎	
情報系	パワーポイントビジネス活用基礎	12/7.8	10	二戸高等技術専門校	
	Word ビジネス活用基礎	11/9.10	10		
	Word ビジネス活用応用	11/16.17	10	 二戸高等技術専門校	
	Excelビジネス活用基礎 Ι	11/30.12/1	10	(※久慈地区開催)	
	E x c e l ビジネス活用基礎 II	12/7.8	10		
溶接系	アーク溶接特別教育	12/21.22	30	宮古高等技術専門校	
資格 取得	インテリアコーディネーター受験コース(実技)	10/25.26	10	産業技術短期大学校	

県立職業能力開発施設について

県内の各職業能力開発施設の概要や訓練の詳細等の情報を県のホームページに掲載しています。

http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/shisetsu/index.html

- ○産業技術短期大学校 ☎ 019-697-9096
- ○産業技術短期大学校水沢校 ☎ 0197-22-4427
- ○宮古高等技術専門校 ☎ 0193-62-5606
- ○二戸高等技術専門校 ☎ 0195-23-2227

各種助成金のお知らせ

平成28年度の助成金についてお知らせします。ご活用ください。



事業復興型雇用創出助成金の受付を開始しています。

岩手県内の沿岸12市町村に所在する事業所が失業者を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成します。

□ 助成金の対象事業所

国又は自治体の補助金・融資事業等(※1)を実施し、下記①~③のいずれにも該当する事業所が対象となります。

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずること
- ② 岩手県内の沿岸12市町村に所在すること
- ③ 最初の支給対象者の雇入から1年以内に雇入れた労働者を申請すること(※2)
 - ※1 助成金の対象となる補助金・融資事業については、下記問い合わせ先にご確認ください。
 - ※2 原則として、平成28年度に初めて申請する事業所が対象となります。 ただし、平成27年度から助成金支給を受けた事業所も、③に該当する場合には対象となります。

□ 助成対象労働者

平成27年4月1日以降に雇用された、次のいずれにも該当する労働者です。

- ① 助成金の対象事業所に雇用された被災三県求職者(※3)
 - ・ 再雇用者は、新規雇用者1名につき4名まで申請可能(助成対象労働者の8割の人数まで)
 - ・ 新規学卒者も対象(平成23年3月11日に本人又は扶養者が岩手県、宮城県、福島県に居住していた場合に限る。)
 - ・補助金、融資事業等の支援決定以後に雇用された労働者
- ② 「期間の定めのない雇用契約」又は「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者 (1年未満の有期雇用契約や更新しない契約となった場合、助成対象外となる場合があるので、ご注意ください。)
- ③ 原則として、雇用保険の一般被保険者に該当する労働者(所定労働時間が週20時間以上)
 - ※3 被災三県求職者:平成23年3月11日に岩手県、宮城県、福島県で勤務又は居住していた求職者

□助成金支給額

1人当たり最大3年間を認定し、助成対象労働者が在職している期間について支給します。

助成対象労働者	総支給額	1年目	2年目	3年目
フルタイム労働者	120万円	60万円	40万円	20万円
短時間労働者	60万円	30万円	20万円	10万円

□ 受付期間及び問い合わせ先

受付期間

平成28年9月1日(木)から平成29年1月27日(金)まで

② 問い合わせ・申請書の送付先 岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

☎ 019-601-5263 FAX 0120-079-200 (受付時間 平日9:30~12:00、13:00~16:30)

※助成制度の詳細については、上記問い合わせ先、若しくは岩手県ホームページでご確認ください。 http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/koyou/047008.html

2

平成28 年8月16 日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 に伴う雇用調整助成金の特例措置について

П	雇用調整助成金とは・・・
---	--------------

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練) 又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

□ 特例の対象となる事業主

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

【経済上の理由の例】

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- 風評被害により、観光客が減少した場合
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

□ 特例の内容

① 支給要件の緩和

生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の<mark>最近1か月間</mark>(緩和前:3か月間)の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

② 遡及適用

平成28年8月16日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年12月22日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとする。

※雇用調整助成金に関するチラシを、岩手労働局ホームページからダウンロードできます。 http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/iwateroudoukyoku/date/antei/taisaku/280923taisakukapress.pdf

問い合わせ・申込先

岩手労働局 職業対策課 🕿 019-604-3005 又は各ハローワーク



平成28年台風第10号被害に伴う雇用保険失業給付の特例措置について

災害によりハローワークに来所できない場合や一時的に離職を余儀なくされた場合に、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置についてお知らせします。

□ ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険失業給付を受給している方が、平成28 年台風10 号による被害により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます(事前の申し出は不要です)。

※やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

□ 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害救助法の適用地域*にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方(雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象)については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※岩手県内の災害救助法の適用地域(平成28年8月31日現在)

盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、 一戸町

※雇用保険失業給付の特例措置に関するチラシを、岩手労働局ホームページからダウンロードできます。 http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/iwateroudoukyoku/date/antei/koyouhoken/2016taifu10gou.pdf

問い合わせ・申込先

岩手労働局 職業安定課 🖀 019-604-3004 又は各ハローワーク

キャリアアップ助成金が拡充されます!

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援拡充をお知らせします。

□ キャリ	アアップ助成金とは・・・
-------	--------------

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正 規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組** を実施した事業主に対して助成する制度です。

【現行制度】賃金規定等改定(処遇改善コース) ※()は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

○ すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人~3人:10万円(7.5万円) 4人~6人:20万円(15万円)

7人~10人:30万円(20万円) 11人~100人:1人当たり3万円(2万円)

○ 一部 (雇用形態・職種別等) の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人 ~ 3人: 5万円 (3.5万円) 4人~6人: 10万円 (7.5万円) 7人~10人: 15万円 (10万円) 11人~100人: 1人当たり1.57 11人~100人:1人当たり1.5万円(1万円)

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)を加算

↑ 賃金規定等改定(処遇改善コース)が拡充されます

制度の拡充【1】 中小企業に対する加算措置の創設

○ 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合

現行制度の助成額に

1人当たり 14,250円 (※18,000円) を加算 (すべての賃金規定等改定の場合)

- 1人当たり 7,600円 (※ 9,600円) を加算 (一部の賃金規定等改定の場合)
- ※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
- 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。【予定】
 - ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和(平成28年8月5日~) □ 制度の拡充【2】

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**(人材育成コースは、従前どおり訓練開始日の前日の1か月前まで) 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- 賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、<mark>新たに賃金規定等を作成</mark> した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば 助成対象となります。

○ 最低賃金との関係に係る要件緩和

「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めない こと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額 までの増額分は含めないこと」に変更しました。〈岩手県の最低賃金額の発効日は平成28年10月5日〉

□ 最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

岩手県最低賃金総合相談支援センター(岩手県社会保険労務士会)では、賃金規定等の整備に関する 相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご活用くださ

岩手県最低賃金総合相談支援センター(岩手県社会保険労務士会) ☎ 0120-198-077

※上記内容の詳細や上記以外のコースについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/care er.html

業務改善助成金が拡充されます!

生産性向上により事業場内最低賃金の引上げを図るための業務改善助成金制度の拡充をお知らせ します。

□ 業務改善助成金とは…

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業 場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金 を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

□ 制度の拡充【1】

事業場内 最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
3 0 円以上	7/10 ^{※1} (労働者数が企業全体で30人以下 の事業場は3/4 ^{※1})	5 0万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
4 0 円以上 ※1 生産性要件を満たした場合 には3/4(4/5)		7 0万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
1/2 60円以上 (労働者数が企業全体で30人以下 の事業場は3/4)		100万円	事業場内最低賃金が 1,000円未満の事業場

<留意事項>

- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

□ 制度の拡充【2】

事業場内 最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
9 0 円以上	7/10 ^{※1} (労働者数が企業全体で30人以下 の事業場は3/4 ^{※1})	150万円	事業場内最低賃金が 800円以上1,000円未満 の事業場
1 2 0円以上	※1 生産性要件を満たした場合 には3/4(4/5)	2 0 0万円	

<支給の要件>

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6月を経過していること)の賃金を引き上げる 計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
- ② 生産性向上のための計画を作成し、岩手労働局長の交付決定通知を受けた後に、設備・器具の導入 などを行うこと。
 - ※ 詳細については、下記問い合わせ先まで。

問い合わせ・申請先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010

岩手県商工労働観光部 雇用対策・労働室

〒020-0024 盛岡市内丸10-1 ☎019-629-5581 FAX019-629-5589

「いわて労働NEWS」 に関する問い合わせ先

「いわて労働NEWS」は、県ホームページ(http://www.pref.iwate.jp/)からもご覧いただけます。

県HPサイト内検索 I いわて労働NEWS

検索 🗸